

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年 5 月27日
【発行者名】	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関崎 司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号 山王パークタワー
【事務連絡者氏名】	藤原 規晃
【電話番号】	03(5156)5000
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	エンジェル・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書の提出に伴い、平成21年11月27日付をもって提出した有価証券届出書の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、記載事項の一部訂正を行うため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部__は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

< 訂正前 >

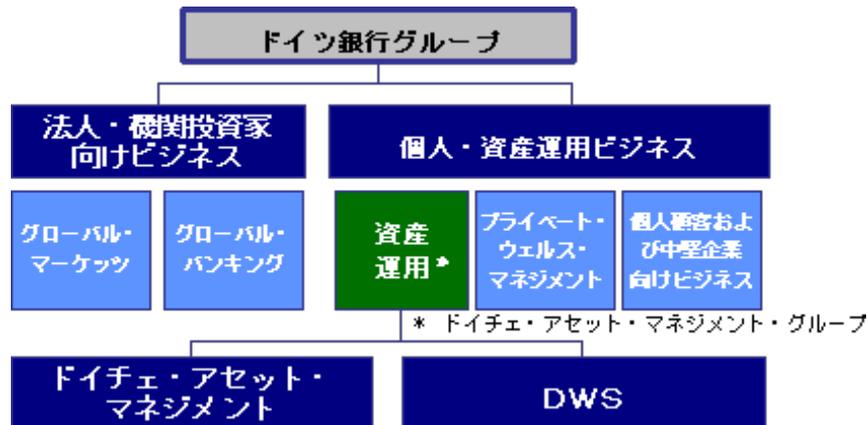
(前略)

ファンドの特色

(中略)

< DWS について >

(中略)



2009年9月末現在

市況動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< 訂正後 >

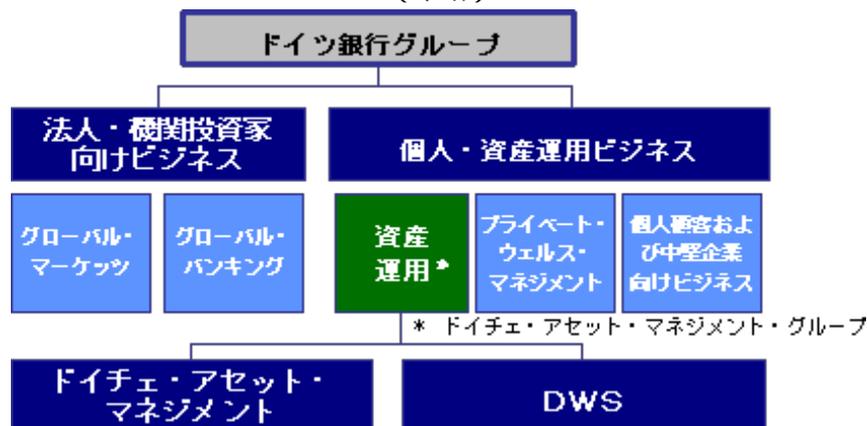
(前略)

ファンドの特色

(中略)

< DWS について >

(中略)



2010年3月末現在

市況動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの仕組み】

< 訂正前 >

(前略)

委託会社の概況

a．資本金の額（2009年9月末日現在）

（中略）

c．大株主の状況（2009年9月末日現在）

（以下略）

<訂正後>

（前略）

委託会社の概況

a．資本金の額（2010年3月末日現在）

（中略）

c．大株主の状況（2010年3月末日現在）

（以下略）

2【投資方針】**(1)【投資方針】**

<訂正前>

（前略）

投資態度

a．好業績、高成長が期待できる ジャスダック証券取引所上場株式および地方単独上場株式を中心に組入れます。

（以下略）

<訂正後>

（前略）

投資態度

a．好業績、高成長が期待できる JASDAQ市場に上場されている株式および地方単独上場株式を中心に組入れます。

（以下略）

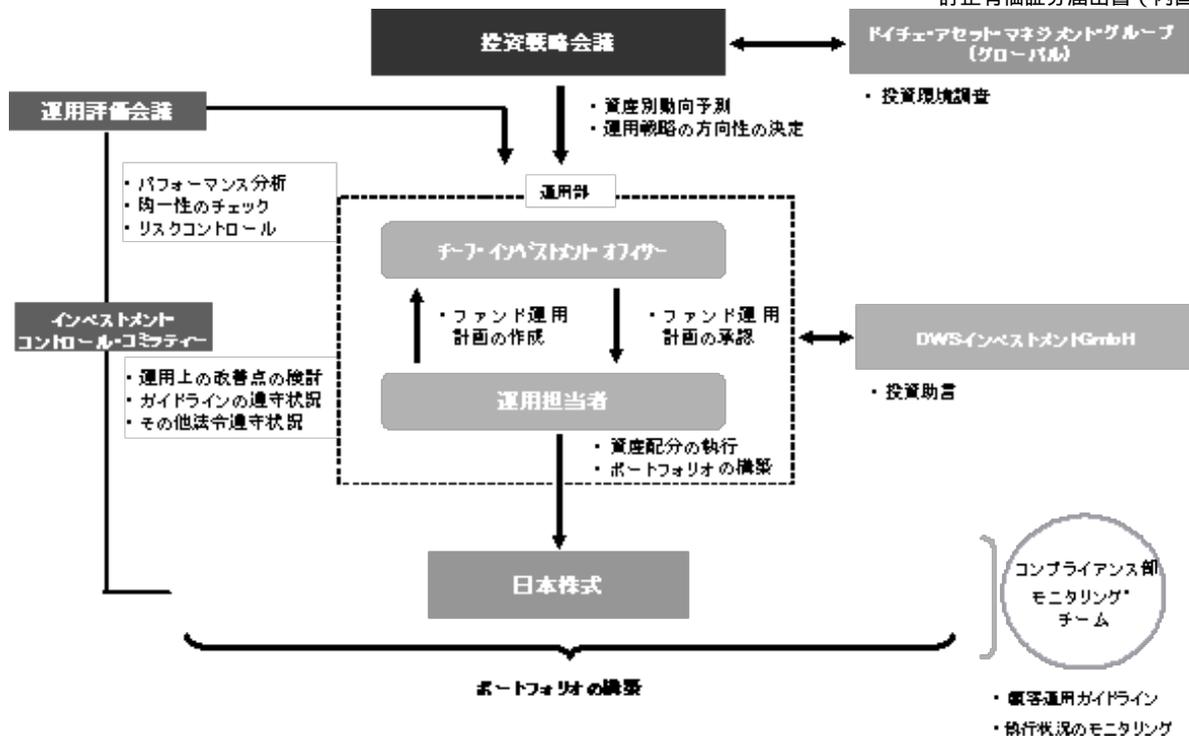
(3)【運用体制】

<訂正前>

ファンドの運用体制

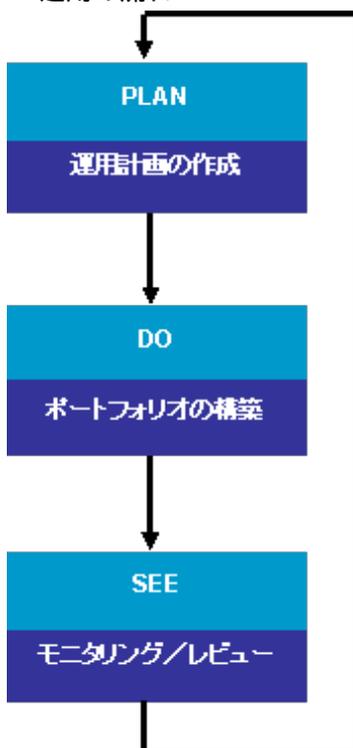
当ファンドは、DWSインベストメントGmbHの投資助言に基づき、委託会社が運用を行います。

<運用体制>



(中略)

<運用の流れ>



- ・ 運用計画の作成に当たっては、グローバルに展開するドイチェ・アセット・マネジメント・グループの海外拠点と情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- ・ 投資戦略会議において、各投資対象についての大まかな運用方針を決定します。
- ・ 運用担当者は、投資戦略会議の方針に従ってファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。

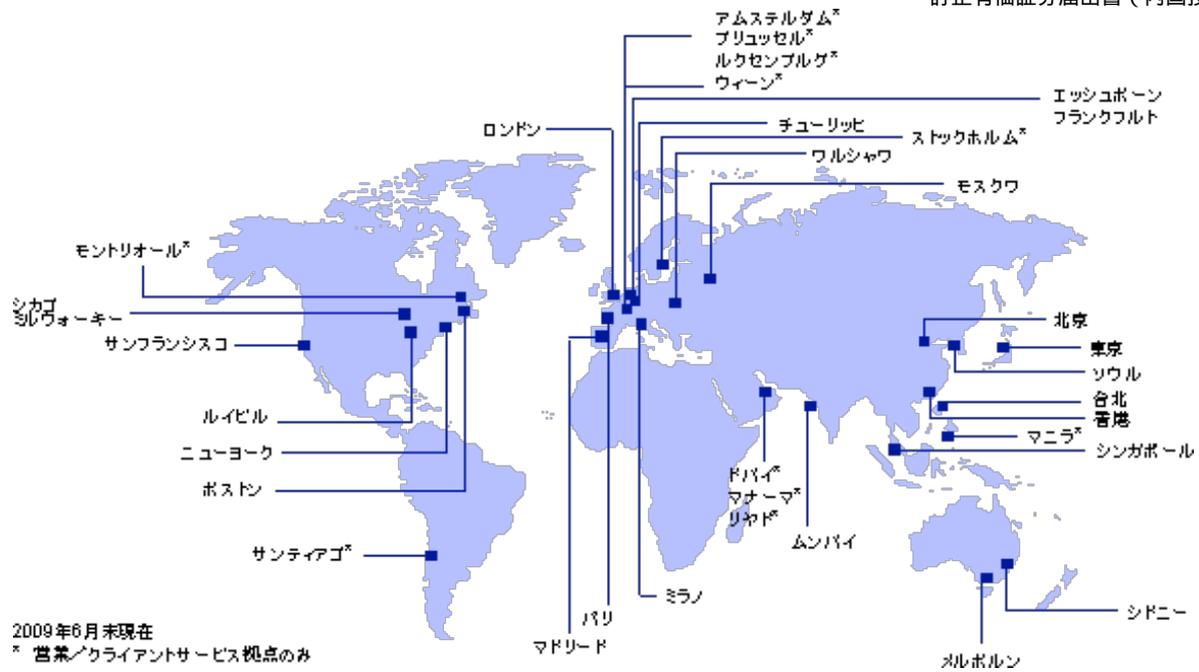
- ・ 承認された運用計画に従って、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。
- ・ 運用業務管理等の社内規程に則り、ポートフォリオの管理を行います。
- ・ 個々の投資判断については、必要に応じて、DWSインベストメントGmbHに所属する運用チームより投資助言を受けます。

- ・ コンプライアンス部のモニタリング・チームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- ・ インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。
- ・ 運用評価会議では、ファンドの運用成績を分析すると共に、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性などについてレビューを行います。

(中略)

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

(中略)



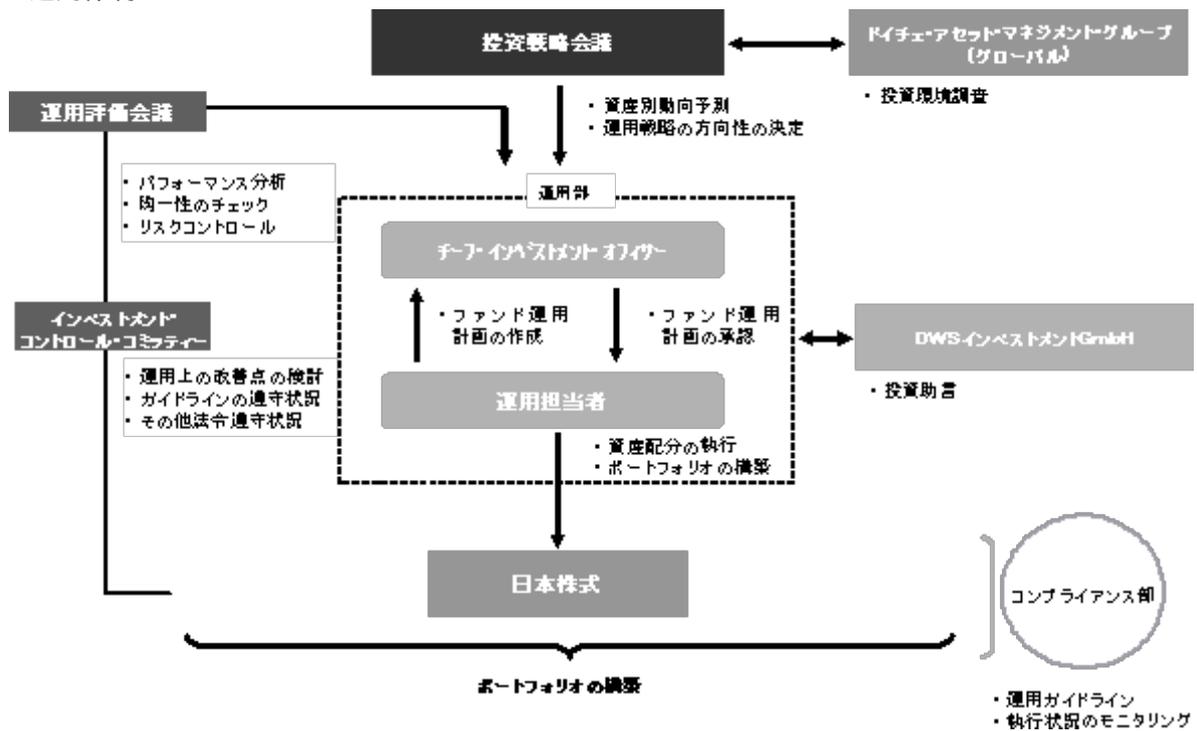
(注) 運用体制は、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

ファンドの運用体制

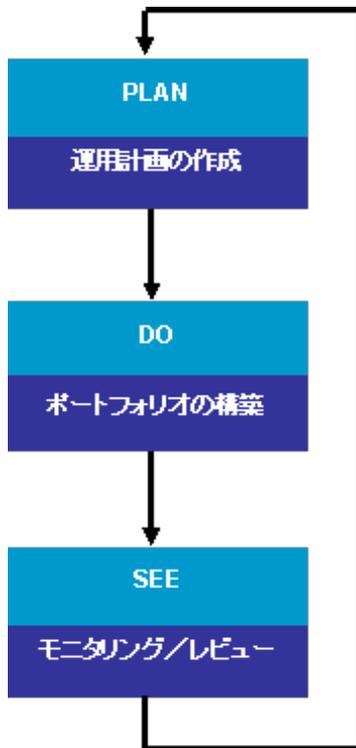
当ファンドは、DWS インベストメント GmbH の投資助言に基づき、委託会社が運用を行います。

<運用体制>



(中略)

<運用の流れ>



- 運用計画の作成に当たっては、グローバルに展開するドイチェ・アセット・マネジメント・グループの海外拠点と情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- 投資戦略会議において、各投資対象についての適当な運用方針を決定します。
- 運用担当者は、投資戦略会議の方針に従ってファンドの運用計画を作成し、チーフ・インベストメント・オフィサーの承認を得ます。

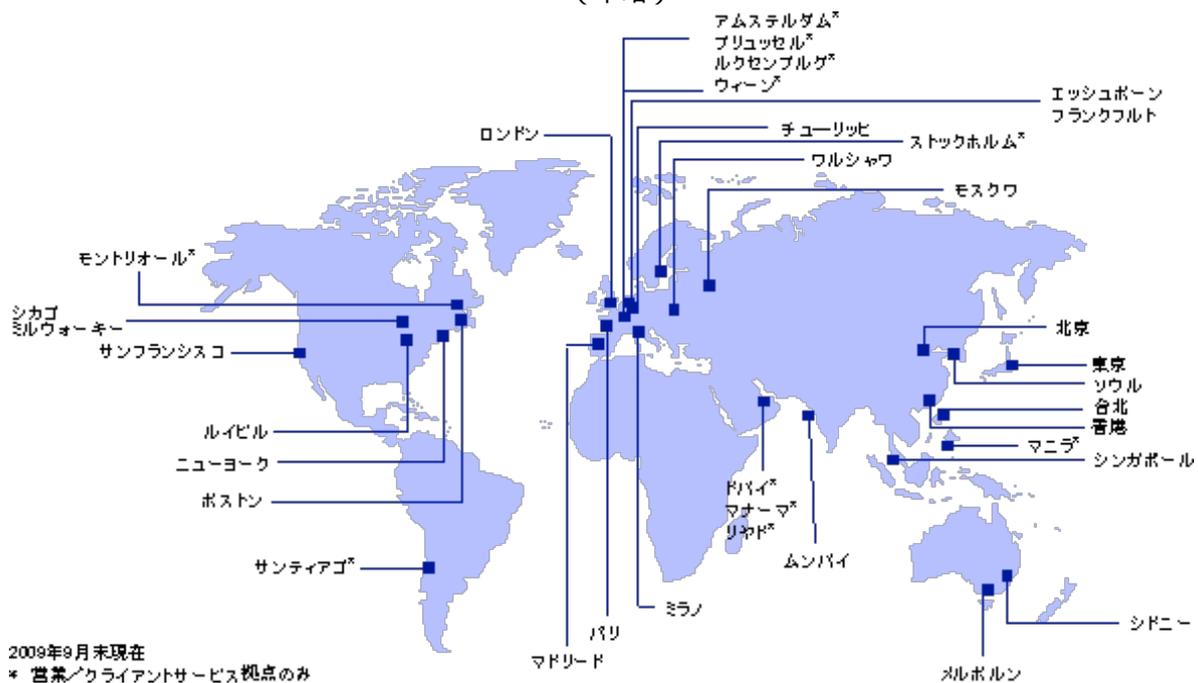
- 承認された運用計画に従って、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。
- 運用業務管理等の社内規程に則り、ポートフォリオの管理を行います。
- 個々の投資判断については、必要に応じて、DWS・インベストメントGmbHに所属する運用チームより投資助言を受けます。

- コンプライアンス部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないかチェックを行います。
- インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点などについて検討を行います。
- 運用評価会議では、ファンドの運用成績を分析すると共に、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性などについてレビューを行います。

（中略）

ドイチェ・アセット・マネジメント・グループの概要

（中略）



2009年9月末現在

* 営業/クライアントサービス視点のみ

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

< 訂正前 >

収益分配は、原則として以下の方針に基づき毎決算時（原則として8月27日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に行います。

（以下略）

< 訂正後 >

収益分配は、原則として以下の方針に基づき毎決算時（原則として8月27日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に行います。

（以下略）

3【投資リスク】

<訂正前>

(1) 当ファンドの主なリスクおよび留意点

（中略）

その他の留意点

- ・当ファンドは、トップ・ダウン・アプローチおよびボトム・アップ・アプローチにより、銘柄選択を行うことを基本としますが、これにより基準価額の上昇や一定の投資成果等を保証するものではありません。また、予想に反する企業の将来価値の低下や市場コンセンサスとの不一致等の要因により、市場動向にかかわらず組入銘柄の株価が下落し、基準価額が下落することが想定されます。

（中略）

- ・ファンドの資産規模によっては、運用の基本方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

（中略）

(2) 投資リスクに対する管理体制

（中略）

コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミッティー

（中略）

- ・ 3ヵ月毎に開催

コンプライアンス部

（中略）

- ・資産運用は、運用部による内部管理のほかに、コンプライアンス部モニタリング・チームが顧客投資ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目をチェックします。

（以下略）

<訂正後>

(1) 当ファンドの主なリスクおよび留意点

（中略）

その他の留意点

- ・当ファンドは、トップ・ダウン・アプローチおよびボトム・アップ・アプローチにより、銘柄選択を行うことを基本としますが、これにより基準価額の上昇や一定の投資成果等を保証するものではありません。また、予想に反する企業の将来価値の低下や市場コンセンサスとの不一致等の要因により、市場動向にかかわらず組入銘柄の株価が下落し、基準価額が下落することも想定されます。

（中略）

- ・当ファンドの資産規模によっては、運用の基本方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

（中略）

(2) 投資リスクに対する管理体制

（中略）

コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミッティー

（中略）

- ・ 6ヵ月毎に開催

コンプライアンス部

（中略）

- ・資産運用は、運用部による内部管理のほかに、コンプライアンス部が運用ガイドラインの遵守等、運用部から

独立した立場で以下の項目をチェックします。

（以下略）

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

（前略）

信託報酬ならびに当該信託報酬に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

<訂正後>

（前略）

上記の信託報酬ならびに当該信託報酬に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

<訂正前>

（前略）

信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額、資産を外国で保管する場合の費用および先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

<訂正後>

（前略）

信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額、資産を外国で保管場合の費用および先物取引・オプション取引に要する費用等についても信託財産が負担するものとします。

(5)【課税上の取扱い】

<訂正前>

（前略）

課税の取扱いについて

以下の内容は平成21年9月末日現在施行されている税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

（以下略）

<訂正後>

（前略）

課税の取扱いについて

以下の内容は平成22年3月末日現在施行されている税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

（以下略）

5【運用状況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(1)【投資状況】

(平成22年 3月31日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	2,383,182,500	98.58
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		34,233,527	1.42
合計(純資産総額)		2,417,416,027	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<評価額(上位30銘柄)>

(平成22年 3月31日現在)

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量(株数)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	ジュピターテレコム	情報・通信業	2,058	80,168.65 108,000.00	164,987,081 222,264,000	9.19
日本	株式	ヤフー	情報・通信業	6,526	29,876.54 34,050.00	194,974,300 222,210,300	9.19
日本	株式	楽天	サービス業	3,107	57,637.14 67,600.00	179,078,593 210,033,200	8.69
日本	株式	ミクシィ	サービス業	289	579,571.29 637,000.00	167,496,105 184,093,000	7.62
日本	株式	日本マイクロニクス	電気機器	95,100	1,622.78 1,627.00	154,327,003 154,727,700	6.40
日本	株式	セブン銀行	銀行業	678	220,385.02 188,000.00	149,421,044 127,464,000	5.27
日本	株式	フェローテック	電気機器	103,600	1,144.39 1,078.00	118,559,145 111,680,800	4.62
日本	株式	島津製作所	精密機器	132,000	663.20 749.00	87,542,678 98,868,000	4.09
日本	株式	エヌ・ピー・シー	機械	48,400	2,265.50 2,000.00	109,650,562 96,800,000	4.00
日本	株式	メイコー	電気機器	48,400	2,060.61 1,989.00	99,733,759 96,267,600	3.98
日本	株式	フィールズ	卸売業	832	119,798.23 108,800.00	99,672,128 90,521,600	3.74
日本	株式	エムティーアイ	情報・通信業	472	188,990.93 160,600.00	89,203,721 75,803,200	3.14
日本	株式	三和ホールディングス	金属製品	205,000	305.34 312.00	62,594,925 63,960,000	2.65
日本	株式	ニプロ	精密機器	34,300	1,833.10 1,806.00	62,875,649 61,945,800	2.56
日本	株式	ワークスアプリケーションズ	情報・通信業	922	58,120.68 62,400.00	53,587,276 57,532,800	2.38
日本	株式	グリー	情報・通信業	8,900	4,087.73 5,710.00	36,380,797 50,819,000	2.10
日本	株式	ナナオ	電気機器	15,500	2,165.32 2,305.00	33,562,460 35,727,500	1.48
日本	株式	太陽インキ製造	化学	10,600	2,381.80 2,505.00	25,247,107 26,553,000	1.10
日本	株式	コーエーテクモホールディングス	情報・通信業	27,300	775.33 668.00	21,166,509 18,236,400	0.75
日本	株式	クリエイトSDホールディングス	小売業	10,400	2,317.49 1,752.00	24,101,896 18,220,800	0.75
日本	株式	江崎グリコ	食料品	16,000	1,011.68 1,091.00	16,186,880 17,456,000	0.72

日本	株式	アスクル	小売業	9,800	1,876.74 1,776.00	18,392,052 17,404,800	0.72
日本	株式	オービック	情報・通信業	1,020	15,186.99 16,980.00	15,490,729 17,319,600	0.72
日本	株式	アルペン	小売業	11,400	1,576.34 1,494.00	17,970,276 17,031,600	0.70
日本	株式	ライオン	化学	36,000	467.76 471.00	16,839,360 16,956,000	0.70
日本	株式	日本オラクル	情報・通信業	3,900	3,798.06 4,335.00	14,812,434 16,906,500	0.70
日本	株式	東京スタイル	繊維製品	26,000	785.07 650.00	20,411,820 16,900,000	0.70
日本	株式	東映	情報・通信業	35,000	524.33 478.00	18,351,550 16,730,000	0.69
日本	株式	コカ・コーラウエスト	食料品	10,900	1,791.95 1,529.00	19,532,255 16,666,100	0.69
日本	株式	カップ・クリエイト	小売業	8,950	2,152.48 1,853.00	19,264,696 16,584,350	0.69

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

< 種類別および業種別投資比率 >

(平成22年 3月31日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	建設業	0.68
		食料品	2.07
		繊維製品	1.34
		化学	2.45
		医薬品	0.66
		金属製品	2.65
		機械	4.00
		電気機器	16.48
		精密機器	6.65
		その他製品	0.65
		電気・ガス業	0.65
		情報・通信業	28.87
		卸売業	4.39
		小売業	4.84
		銀行業	5.27
サービス業	16.93		
	小計	98.58	
合計			98.58

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別および業種別の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第4期 (平成12年 8月27日)	14,741	14,741	15,487	15,487
第5期 (平成13年 8月27日)	16,799	16,799	9,912	9,912
第6期 (平成14年 8月27日)	10,980	10,980	9,097	9,097
第7期 (平成15年 8月27日)	7,676	7,676	9,304	9,304
第8期 (平成16年 8月27日)	10,003	10,003	19,991	19,991
第9期 (平成17年 8月29日)	7,339	7,339	25,746	25,746
第10期 (平成18年 8月28日)	7,883	7,883	31,755	31,755
第11期 (平成19年 8月27日)	5,095	5,095	21,940	21,940
第12期 (平成20年 8月27日)	2,989	2,989	16,580	16,580
第13期 (平成21年 8月27日)	2,576	2,576	14,169	14,169
平成21年 3月末日	2,085	-	11,740	-
平成21年 4月末日	2,147	-	12,132	-
平成21年 5月末日	2,396	-	13,301	-
平成21年 6月末日	2,500	-	14,001	-
平成21年 7月末日	2,556	-	14,293	-
平成21年 8月末日	2,597	-	14,254	-
平成21年 9月末日	2,565	-	14,393	-
平成21年10月末日	2,401	-	14,033	-
平成21年11月末日	2,258	-	13,366	-
平成21年12月末日	2,309	-	14,052	-
平成22年 1月末日	2,349	-	14,418	-
平成22年 2月末日	2,380	-	14,396	-
平成22年 3月末日	2,417	-	14,798	-

(注) 純資産総額は百万円未満切捨て。

【分配の推移】

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第4期	平成12年 8月27日	0.0000
第5期	平成13年 8月27日	0.0000
第6期	平成14年 8月27日	0.0000
第7期	平成15年 8月27日	0.0000
第8期	平成16年 8月27日	0.0000
第9期	平成17年 8月29日	0.0000
第10期	平成18年 8月28日	0.0000
第11期	平成19年 8月27日	0.0000
第12期	平成20年 8月27日	0.0000
第13期	平成21年 8月27日	0.0000

【収益率の推移】

	収益率(%)
第4期計算期間 (平成11年 8月28日～平成12年 8月27日)	21.9
第5期計算期間 (平成12年 8月28日～平成13年 8月27日)	36.0
第6期計算期間 (平成13年 8月28日～平成14年 8月27日)	8.2
第7期計算期間 (平成14年 8月28日～平成15年 8月27日)	2.3
第8期計算期間 (平成15年 8月28日～平成16年 8月27日)	114.9
第9期計算期間 (平成16年 8月28日～平成17年 8月29日)	28.8
第10期計算期間 (平成17年 8月30日～平成18年 8月28日)	23.3
第11期計算期間 (平成18年 8月29日～平成19年 8月27日)	30.9
第12期計算期間 (平成19年 8月28日～平成20年 8月27日)	24.4
第13期計算期間 (平成20年 8月28日～平成21年 8月27日)	14.5
(平成21年 8月28日～平成22年 3月31日)	4.4

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しています。

6【手続等の概要】

<訂正前>

(前略)

2 換金(解約)手続等

(中略)

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時(半日営業日は午前11時)までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の実行の請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

(中略)

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し、解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(中略)

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

（以下略）

<訂正後>

（前略）

2 換金（解約）手続等

（中略）

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

（中略）

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいし、信託財産に繰り入れられます。

（中略）

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記__に準じて計算された価額とします。

（以下略）

第2【財務ハイライト情報】

本項の冒頭を<更新・訂正後>の内容に更新・訂正するとともに、本項の末尾に<追加>の内容を追加します。

<更新・訂正後>

- (1) 以下の情報は、有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
- (2) 当財務諸表および中間財務諸表は、あらた監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書および中間監査報告書は、当該有価証券届出書に記載されている財務諸表に添付されております。

<追加>

エンジェル・ファンド**(1)【中間貸借対照表】**

(単位：円)

	第13期中間計算期間 (平成21年2月27日現在)	第14期中間計算期間 (平成22年2月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	71,402,809	180,035,654
株式	1,970,571,410	2,265,928,400
未収入金	12,809,290	396,830,900
未収配当金	4,522,000	6,670,630
未収利息	117	345
流動資産合計	2,059,305,626	2,849,465,929
資産合計	2,059,305,626	2,849,465,929
負債の部		
流動負債		
未払金	-	447,776,441
未払解約金	-	708,450
未払受託者報酬	1,198,809	1,255,809
未払委託者報酬	16,783,178	17,581,189
その他未払費用	721,758	1,195,947
流動負債合計	18,703,745	468,517,836
負債合計	18,703,745	468,517,836
純資産の部		
元本等		
元本	1,731,070,000	1,653,850,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	309,531,881	727,098,093
(分配準備積立金)	922,170,123	747,543,115
元本等合計	2,040,601,881	2,380,948,093
純資産合計	2,040,601,881	2,380,948,093
負債純資産合計	2,059,305,626	2,849,465,929

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期中間計算期間 (自平成20年8月28日 至平成21年2月27日)	第14期中間計算期間 (自平成21年8月28日 至平成22年2月27日)
営業収益		
受取配当金	10,338,830	16,136,680
受取利息	64,939	56,367
有価証券売買等損益	836,662,698	34,334,322
その他収益	22	59
営業収益合計	826,258,907	50,527,428
営業費用		
受託者報酬	1,198,809	1,255,809
委託者報酬	16,783,178	17,581,189
その他費用	721,758	1,195,947
営業費用合計	18,703,745	20,032,945
営業利益又は営業損失()	844,962,652	30,494,483
経常利益又は経常損失()	844,962,652	30,494,483
中間純利益又は中間純損失()	844,962,652	30,494,483
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	39,719,424	5,064,505
期首剰余金又は期首欠損金()	1,186,263,207	758,059,267
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,385,068	39,996,572
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,385,068	39,996,572
剰余金減少額又は欠損金増加額	87,873,166	106,516,734
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	87,873,166	106,516,734
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	309,531,881	727,098,093

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第13期中間計算期間 (自 平成20年8月28日 至 平成21年2月27日)	第14期中間計算期間 (自 平成21年8月28日 至 平成22年2月27日)
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>中間計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における中間計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>

第三部【ファンドの詳細情報】

第2【手続等】

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（前略）

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該一部解約の実行の請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

（中略）

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し、解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

（中略）

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

（以下略）

<訂正後>

（前略）

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（半日営業日は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

（中略）

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%を乗じて得た額）を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

（中略）

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すこ

とができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記__に準じて計算された価額とします。

(以下略)

第4【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

本項の末尾に以下の内容を追加します。

<追加>

1.当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、第13期中間計算期間（平成20年8月28日から平成21年2月27日まで）及び第14期中間計算期間（平成21年8月28日から平成22年2月27日まで）について、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期中間計算期間（平成20年8月28日から平成21年2月27日まで）及び第14期中間計算期間（平成21年8月28日から平成22年2月27日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

エンジェル・ファンド

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第13期中間計算期間 (平成21年2月27日現在)	第14期中間計算期間 (平成22年2月27日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	71,402,809	180,035,654
株式	1,970,571,410	2,265,928,400
未収入金	12,809,290	396,830,900
未収配当金	4,522,000	6,670,630
未収利息	117	345
流動資産合計	2,059,305,626	2,849,465,929
資産合計	2,059,305,626	2,849,465,929
負債の部		
流動負債		
未払金	-	447,776,441
未払解約金	-	708,450
未払受託者報酬	1,198,809	1,255,809
未払委託者報酬	16,783,178	17,581,189
その他未払費用	721,758	1,195,947
流動負債合計	18,703,745	468,517,836
負債合計	18,703,745	468,517,836
純資産の部		
元本等		
元本	1,731,070,000	1,653,850,000
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	309,531,881	727,098,093
（分配準備積立金）	922,170,123	747,543,115
元本等合計	2,040,601,881	2,380,948,093
純資産合計	2,040,601,881	2,380,948,093
負債純資産合計	2,059,305,626	2,849,465,929

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第13期中間計算期間 (自平成20年8月28日 至平成21年2月27日)	第14期中間計算期間 (自平成21年8月28日 至平成22年2月27日)
営業収益		
受取配当金	10,338,830	16,136,680
受取利息	64,939	56,367
有価証券売買等損益	836,662,698	34,334,322
その他収益	22	59
営業収益合計	826,258,907	50,527,428
営業費用		
受託者報酬	1,198,809	1,255,809
委託者報酬	16,783,178	17,581,189
その他費用	721,758	1,195,947
営業費用合計	18,703,745	20,032,945
営業利益又は営業損失()	844,962,652	30,494,483
経常利益又は経常損失()	844,962,652	30,494,483
中間純利益又は中間純損失()	844,962,652	30,494,483
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	39,719,424	5,064,505
期首剰余金又は期首欠損金()	1,186,263,207	758,059,267
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,385,068	39,996,572
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,385,068	39,996,572
剰余金減少額又は欠損金増加額	87,873,166	106,516,734
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	87,873,166	106,516,734
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	309,531,881	727,098,093

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第13期中間計算期間 (自平成20年8月28日 至平成21年2月27日)	第14期中間計算期間 (自平成21年8月28日 至平成22年2月27日)
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における中間計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。</p> <p>中間計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における中間計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 同左</p>

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第13期中間計算期間 (平成21年2月27日現在)	第14期中間計算期間 (平成22年2月27日現在)
1. 中間計算期間末日における受益権の総数	173,107口	165,385口
2. 中間計算期間末日における1口当たり純資産額	11,788円	14,396円

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第13期中間計算期間 (平成21年2月27日現在)	第14期中間計算期間 (平成22年2月27日現在)
元本の推移		
期首元本額	1,802,800,000円	1,818,540,000円
期中追加設定元本額	63,450,000円	94,760,000円
期中一部解約元本額	135,180,000円	259,450,000円

2【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

(平成22年 3月31日現在)

資産総額	2,421,528,643円
負債総額	4,112,616円
純資産総額(-)	2,417,416,027円
発行済数量	163,364口
1単位当たり純資産額(/)	14,798円

第5【設定及び解約の実績】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

	設定数量(口)	解約数量(口)
第4期計算期間 (平成11年 8月28日～平成12年 8月27日)	1,616,978	2,080,118
第5期計算期間 (平成12年 8月28日～平成13年 8月27日)	1,355,127	612,050
第6期計算期間 (平成13年 8月28日～平成14年 8月27日)	56,887	544,773
第7期計算期間 (平成14年 8月28日～平成15年 8月27日)	46,647	428,577
第8期計算期間 (平成15年 8月28日～平成16年 8月27日)	262,374	587,081
第9期計算期間 (平成16年 8月28日～平成17年 8月29日)	151,061	366,368
第10期計算期間 (平成17年 8月30日～平成18年 8月28日)	121,283	158,117
第11期計算期間 (平成18年 8月29日～平成19年 8月27日)	79,158	95,158
第12期計算期間 (平成19年 8月28日～平成20年 8月27日)	17,813	69,787
第13期計算期間 (平成20年 8月28日～平成21年 8月27日)	26,218	24,644
(平成21年 8月28日～平成22年 3月31日)	10,418	28,908

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成21年9月末日現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成21年9月末日現在）

発行済株式総数

61,560株（平成21年9月末日現在）

（中略）

(2) 委託会社の機構

（中略）

（投資信託の運用プロセス）

（中略）

コンプライアンス部モニタリング・チームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

（以下略）

<訂正後>

(1) 資本金等

資本金の額

3,078百万円（平成22年3月末日現在）

発行する株式の総数

200,000株（平成22年3月末日現在）

発行済株式総数

61,560株（平成22年3月末日現在）

（中略）

(2) 委託会社の機構

（中略）

（投資信託の運用プロセス）

（中略）

コンプライアンス部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

（以下略）

2【事業の内容及び営業の概況】

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業務を行っています。

平成22年3月末日現在、委託会社の運用するファンドは86本、純資産総額は636,771百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）ファンドの種類別の本数および純資産総額は下記の通りです。

種類	本数	純資産総額
----	----	-------

公募	単位型	株式投資信託	1本	37,188百万円
	追加型	株式投資信託	62本	503,985百万円
私募	追加型	株式投資信託	23本	95,598百万円
合計			86本	636,771百万円

3【委託会社等の経理状況】

本項の末尾に以下の内容を追加します。

< 追加 >

1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表
(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		3,287,894
前払費用		15,208
未収入金	1	2,028
未収委託者報酬		1,551,802
未収運用受託報酬		109,067
未収投資助言報酬		121,109
未収収益		80,815
立替金		55,119
その他流動資産		527
流動資産計		5,223,573
固定資産		
無形固定資産	2	43,299
投資その他の資産		25,369
固定資産計		68,669
資産合計		5,292,242
負債の部		
流動負債		
預り金		71,319
未払金		
未払収益分配金		3
未払償還金		1,508
未払手数料		806,643
その他未払金		5,801
未払費用		1,650,753
未払法人税等		12,520
賞与引当金		176,373
その他流動負債		18,986
流動負債計		2,743,910
固定負債		
退職給付引当金		915,865
長期未払費用		149,616
固定負債計		1,065,482
負債合計		3,809,393
純資産の部		
株主資本		
資本金		3,078,000
資本剰余金		
資本準備金		1,830,000
資本剰余金計		1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		3,425,150
利益剰余金計		3,425,150
株主資本計		1,482,849
純資産合計		1,482,849
負債・純資産合計		5,292,242

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(自 平成21年4月1日
		至 平成21年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		2,925,741
運用受託報酬		130,156
投資助言報酬		96,179
その他営業収益		118,900
営業収益計		3,270,977
営業費用		
支払手数料		1,434,922
その他営業費用		551,593
営業費用計		1,986,515
一般管理費	1	1,729,132
営業損失()		444,670
営業外収益	2	8,315
営業外費用	3	17,180
経常損失()		453,535
特別損失	4	172,740
税引前中間純損失()		626,276
法人税、住民税及び事業税		2,905
法人税等合計		2,905
中間純損失()		629,181

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
株主資本	
資本金	
前期末残高	2,328,000
当中間期変動額	
新株発行による増加	750,000
当中間期変動額合計	750,000
当中間期末残高	3,078,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	1,080,000
当中間期変動額	
新株発行による増加	750,000
当中間期変動額合計	750,000
当中間期末残高	1,830,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,795,968
当中間期変動額	
中間純損失()	629,181
当中間期変動額合計	629,181
当中間期末残高	3,425,150
株主資本合計	
前期末残高	612,031
当中間期変動額	
新株発行による増加	1,500,000
中間純損失()	629,181
当中間期変動額合計	870,818
当中間期末残高	1,482,849
純資産合計	
前期末残高	612,031
当中間期変動額	
新株発行による増加	1,500,000
中間純損失()	629,181
当中間期変動額合計	870,818
当中間期末残高	1,482,849

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
1. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法	無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 当社は、退職給付制度の見直しを行い、平成21年5月1日に、従来の適格年金制度から退職一時金制度と確定拠出年金制度へ移行しております。なお、規定等の改定日が前事業年度中であることから、前事業年度において「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（平成14年1月31日企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成14年3月29日実務対応報告第2号）を適用して、退職給付制度の終了に伴い発生が見込まれる損失を「確定拠出年金制度移行に伴う損失」として特別損失に89,608千円を計上しております。また、役員の退職時に支出が予測される役員退職慰労金支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
6. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)
1 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動資産の「未収入金」として表示しております。	
2 無形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
ソフトウェア 45,355千円	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	
1 減価償却実施額 無形固定資産	5,323千円
2 営業外収益の主要項目 雑益	7,373千円
3 営業外費用の主要項目 為替差損	17,180千円
4 特別損失の主要項目 割増退職金	172,740千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	46,560	15,000	-	61,560

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)			
ファイナンス・リース取引（借主側）			
リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	器具備品	建物附属設備	合計
取得価額相当額	451,586 千円	626,567 千円	1,078,153 千円
減価償却累計額相当額	332,937 千円	290,077 千円	623,015 千円
中間期末残高相当額	118,649 千円	336,489 千円	455,138 千円
2. 未経過リース料中間期末残高相当額			
1年以内		97,241 千円	
1年超		515,193 千円	
合計		612,435 千円	
3. 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額			
支払リース料		44,757 千円	
減価償却費相当額		29,615 千円	
支払利息相当額		2,927 千円	
4. 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法			
(1) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
(2) 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(平成21年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

通貨関連

種類	契約額等(千円)	時価(千円)	評価損益(千円)
為替予約取引			
売建	-	-	-
買建	931,868	913,024	18,844
合計	931,868	913,024	18,844

(注) 時価の算定方法

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり純資産額	24,087 円87銭
1株当たり中間純損失金額	11,075 円98銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記述しておりません。

2. 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
中間純損失(千円)	629,181
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株主に係る中間純損失(千円)	629,181
期中平均株式数	56,806

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

本項を以下の記載内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

受託会社

名称 住友信託銀行株式会社
 資本金の額 342,037百万円（平成21年9月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 資本金の額 51,000百万円（平成21年9月末日現在）
 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
 関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	3,000百万円 （平成22年5月1日現在）	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
岡三証券株式会社	5,000百万円 （平成21年11月末日現在）	

投資顧問会社

名称 DWSインベストメントGmbH
 資本金の額 11,500万ユーロ（約144億円）（平成21年3月末日現在）
 事業の内容 内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付帯関連する一切の業務を営んでいます。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、平成22年3月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.92円）によります。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年3月25日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエンジェル・ファンドの平成21年8月28日から平成22年2月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、エンジェル・ファンドの平成22年2月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年8月28日から平成22年2月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月15日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 林 秀 行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年4月8日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているエンジェル・ファンドの平成20年8月28日から平成21年2月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、エンジェル・ファンドの平成21年2月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成20年8月28日から平成21年2月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- () 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。